

複製制御CDの表示に関する運用基準

2002年 3月22日制定

2003年10月17日改正

社団法人 日本レコード協会
情報・技術委員会

『複製制御CDの表示に関する運用基準』の改正に当たって

2002年3月に複製制御CD（パーソナルコンピュータによるリッピングを防止する技術を用いたオーディオCD）が発売され、当協会では“複製制御CDの表示に関する運用基準（暫定版）”を3月22日付で制定した。

本年5月に発足したCS担当者連絡会において、複製制御CD発売会社から「運用基準（暫定版）」の制定から1年以上が経過していることなどから、見直しが要請された。

これを受け、情報・技術委員会では、「運用基準（暫定版）」の改正を検討するワーキング・チーム（WT）を設けた（6月）。

今回の改正では、現在発売されている複製制御CDの仕様に合わせ、表示項目の見直しを行うことに主眼を置き、運用基準の構成を含め、全体的な検討を行ったものである。

この結果、国内で最も発売数量の多い複製制御技術を採用した複製制御CDを例とし、具体的な表示例を掲載した。このため、これ以外の仕様の複製制御CDを発売する場合には、この「運用基準」を参考に適切に表示されたい。

また、表示場所の明確化のために、「運用基準（暫定版）」の追補の運用基準本文への反映や運用基準の構成の変更等の改正を行った。

従来と同様、消費者保護観点から、消費者に店頭で複製制御CDであることを明確に示す表示、複製制御及び再生制限の対象となる機器の表示、ステッカやパッケージ内の折り込みカードなどに表示する詳細表示等の複製制御CDに固有な表示事項を規定している。

このため、この「運用基準」の使用に当たっては、CDの表示規格（RIS204）を参考に、表示事項に漏れのないことが望まれる。

この「運用基準」は、あくまでも各社の参考に資するためのものであり、各社の自由な表示を制限するものではない。

複製制御CDは「運用基準（暫定版）」で定めた“複製制御CDマーク”によって、一般消費者の認知度は向上しているものの、依然、新規商品であり、また、公正取引委員会及び国民生活センターからも消費者保護の観点から、適正な表示を求められていることから、会員各社は、この「運用基準」に基づき、適切な表示の運用を図ることが望ましい。

2003年10月
（社）日本レコード協会
情報・技術委員会

複製制御CDの表示に関する運用基準

1. **目的** この運用基準は、複製制御技術を採用したオーディオCDの発売に当たり、当該オーディオCDが複製制御CDであることの表示や複製制御、再生制限の対象機器等の表示事項及び表示方法を定め、一般消費者の誤認・誤解による誤購入、複製及び再生上の混乱などを防止し、複製制御CDの市場への円滑な導入を図ることを目的とする。

2. **適用範囲** この運用基準は、複製制御技術を採用した一般市販用の12センチ及び8センチオーディオCD（以下、複製制御CDという。）に固有な表示事項及び表示方法について規定する。
なお、その他の一般的な表示事項及び表示方法については、RIS 204の規定に準拠する。
また、この運用基準に用いる附属品の名称及び寸法については、RIS 203の規定を適用する。

3. **引用規格** この運用基準の引用規格を、次に示す。引用規格は、その最新版を適用する。
RIS 203 コンパクトディスク用附属品
RIS 204 オーディオCDの表示事項及び表示方法

4. **表示事項及び内容** 複製制御CDに表示されるべき固有な項目及びその内容は、次による。
 - 1) **複製制御CDマーク** 日本レコード協会の作成した複製制御CD用の指定マークをいう。
 - 2) **複製制御CD本体表示** 複製制御CDであることを示すディスク本体（レーベル面）への表示をいう。
 - 3) **複製制御及び再生制限表示** 当該複製制御CDの複製制御及び再生制限の対象となる機器の表示をいう。
 - 4) **詳細表示** 当該複製制御CDの複製制御対象機器、再生制限対象機器及びパソコンでの再生方法など、ステッカ、ブックレットや折り込みカード等に記載する詳細な表示事項をいう。
 - 5) **ライセンス関係表示** 当該複製制御CDに使用する複製制御技術に関するライセンス契約に基づく表示事項がある場合の表示をいう。

5. 表示の方法 表示の方法は、原則として次のとおりとする。

- 1) 複製制御CDマーク 図1に示す複製制御CD用指定マークのa)又はb)をキャップ(表1)に表示し、且つ、パッケージ表側に図2に示す共通ステッカのa)又はb)のいずれかを貼付する。
 なお、実際の商品に用いる複製制御CDの呼称は、“コピーコントロールCD”とする。

図1 複製制御CDマーク (DIC 2494)

- a) 日本語仕様 (コピーコントロールCD) b) 英語仕様 (COPY CONTROL CD)

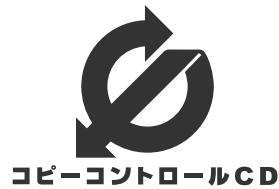


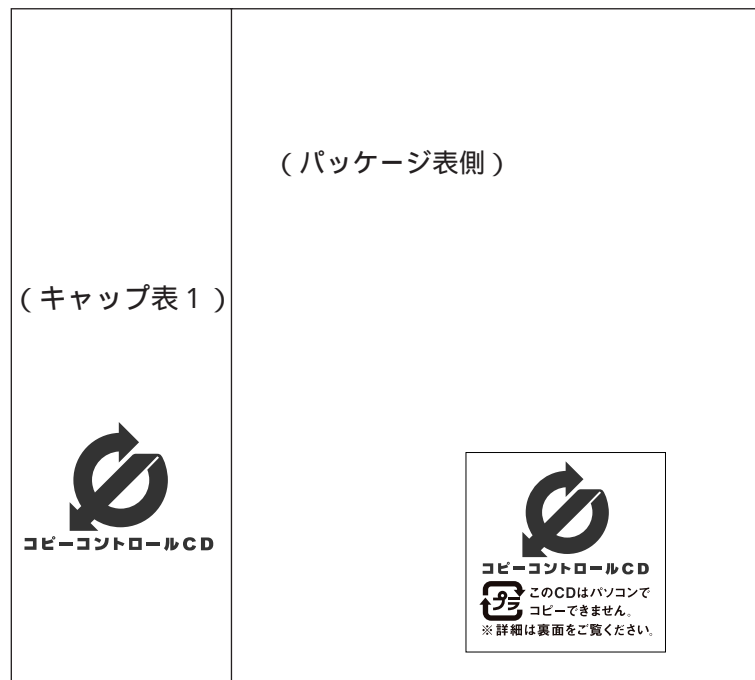
図2 共通ステッカ (複製制御CDマークはDIC 2494, その他はDIC 582)

- a) 日本語仕様 (コピーコントロールCD) b) 英語仕様 (COPY CONTROL CD)



次に表示の例を示す。

例



備考 複製制御CDマーク及び共通ステッカは、日本語仕様、英語仕様のいずれでもよい。

2)複製制御CD本体表示 複製制御CDの共通呼称である“コピーコントロールCD”をディスク本体（レーベル面）に表示する。

例1 .

コピーコントロールCD

例2 .

COPY CONTROL CD

3)複製制御及び再生制限表示 当該複製制御CDの複製制御の対象となる機器及び再生が制限される対象機器を具体的に表示する。

採用する複製制御技術により、対象となる機器が異なるので、注意が必要である。

ここでいう、パソコンでの再生は、CDオーディオ（リニアPCM）以外の方法（注1）を用意してある場合を含めている。

なお、パソコンでの再生が、CDオーディオ（リニアPCM）ではない場合は、その旨を明示することが望ましい。

（注1）CDオーディオ（リニアPCM）以外の方法とは、当該複製制御CDの第2セッションにパソコン用の圧縮音楽ファイルと専用プレーヤソフトを用意し、そのファイルを再生する方法や、認証により、そのファイルをパソコンのハードディスクにコピーして、コピーしたファイルを再生する方法などがある。

複製制御CDを示す名称（コピーコントロールCD）と複製制御対象機器と再生制限対象機器とを一体で表示する。

消費者が購入時に外から見える必要があるため、裏カード等に表示する。

次に表示例を示す。

例．圧縮ファイル再生タイプ（第2セッションに専用プレーヤ及び圧縮ファイルあり）の場合

コピーコントロールCD			
コピー	パソコン	MD	
再生	Win	Mac	DVD ゲーム機

ただし、一部のCDプレーヤー、DVDプレーヤー等では、再生できない場合があります。
Macintoshでは、再生できません。Windowsでは、専用圧縮ファイルが再生できます。

備考1 . この表示は、マクロビジョン社のCactus Data Shield 200 (CDS200)等の技術を採用した場合を想定している。この場合、パソコンでCDオーディオの再生はできないため、当該複製制御CDの第2セッションに用意された圧縮音楽ファイルと同じく用意された専用プレーヤで再生する。なお、MD及び音楽用CD-R/RWの複製制御は設定されていない場合をこの例では想定している。

2 . 一部のCDプレーヤ等で再生できない場合があるので、注意文の併記を推奨する。

3 . 第2セッションにWindowsパソコン用の専用プレーヤ及び圧縮音楽ファイルが収録されているので、Windowsパソコンでの再生に対応するとした。このため、Windowsパソコンでの再生は、専用圧縮音楽ファイルの再生である旨明記した。

4 . この例では、Macintoshパソコンに専用プレーヤが対応しないため、再生制限の対象機器において、Windows（Win）とMacintosh（Mac）を分けて表示した。

5 . Macintoshパソコンの再生には、対応しないので、注意文の併記を推奨する。

4) **詳細表示** 当該複製制御CDの複製制御対象機器，再生制限対象機器及びパソコンでの再生方法等の詳細な表示事項をいう。この表示は，ステッカ，キャップ，ブックレットや折り込みカード等に記載する。

文字の大きさは，5ポイント（7級）以上が望ましい。

また，インターネットサイトや第2セッションがある場合には，当該複製制御CDの第2セッション内のReadMeファイル等を用いて，より具体的で詳細な情報を消費者に提供することも有用である。

採用する複製制御技術により，記載内容が異なるので，注意が必要である。

なお，表示項目には次のようなものがある。

- a) **使用上の注意** 複製制御対象機器，再生制限対象機器，パソコンでの再生方法等の注意事項を明記する。
- b) **免責事項** 当該複製制御CDを複製制御対象機器で複製を試みた場合や再生制限対象機器等で再生した場合などに伴う，パソコン等のデータ損失及び動作不良などに対する免責表示をいう。
- c) **問合せ先** 当該複製制御CDに関する問合せ先をいう。各社の実情に合わせて，TEL，E-Mail，URLなどの問合せ先を明記する。
次に，表記例を示す。

例．圧縮ファイル再生タイプ（第2セッションにPC専用プレーヤ及び圧縮ファイルあり）の場合

i) 外から見える場所（パッケージ裏面）

詳細表示ステッカは，「①複製制御CDマーク（図1）ありの例」と「②複製制御CDマークなしの例」を示した。ステッカを用いる場合は，そのどちらかをパッケージ裏側に貼付する。

「③ 詳細表示キャップ表4への表示例」に示すように，キャップ表4に「詳細表示」を印刷する場合は，パッケージ裏面への「詳細表示ステッカ」の貼付は省略できるものとする。なお，キャップ表4に表示する場合は，キャップ表4の幅を標準のものより広くすることを推奨する。

① ステッカ（複製制御CDマークあり）の例



**ご購入の前に必ず
お読み下さい。**

COPY CONTROL CD

<ご注意> このCDは，コピーコントロールCDです。

- ・ このCDは，パソコンによるCD-RやMP3ファイル等へのコピーはできません。
- ・ このCDは，CDプレーヤーでの再生を意図して製作されておりますが，以下の一部の機種では再生に不具合を生じる場合があります。
 - 一部の携帯型CDプレーヤー
 - 一部のカーCDプレーヤー
 - 一部の音楽用CD-R/RWレコーダー等CD-ROMドライブを利用したプレーヤー
 - 一部のDVDプレーヤー/レコーダー
 - 一部のゲーム機
- ・ パソコンでの再生は，自動起動する専用プレーヤーソフトでお楽しみください。（なお，再生できるのは，パソコン用の圧縮ファイルです。）
パソコンの環境によっては，Windows/パソコンでも専用プレーヤーソフトが動作しない場合があります。
Macintoshには対応していません。

② ステッカ（複製制御CDマークなし）の例


ご購入の前に必ずお読み下さい。

<ご注意> このCDは，コピーコントロールCDです。

- ・ このCDは，パソコンによるCD-RやMP3ファイル等へのコピーはできません。
- ・ このCDは，CDプレーヤーでの再生を意図して製作されておりますが，以下の一部の機種では再生に不具合を生じる場合があります。
 - 一部の携帯型CDプレーヤー
 - 一部のカーCDプレーヤー
 - 一部の音楽用CD-R/RWレコーダー等CD-ROMドライブを利用したプレーヤー
 - 一部のDVDプレーヤー/レコーダー
 - 一部のゲーム機
- ・ パソコンでの再生は，自動起動する専用プレーヤーソフトでお楽しみください。（なお，再生できるのは，パソコン用の圧縮ファイルです。）
パソコンの環境によっては，Windows/パソコンでも専用プレーヤーソフトが動作しない場合があります。
Macintoshには対応していません。

備考 複製制御CDマークは，日本語仕様，英語仕様のいずれでもよい。

③ 詳細表示キャップ表4への表示例

(パッケージ裏側)	<p>ご購入の前に必ずお読み下さい。</p> <p><ご注意></p> <p><u>このCDは、コピーコントロールCDです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このCDは、パソコンによるCD-RやMP3ファイル等へのコピーはできません。 ・ このCDは、CDプレーヤーでの再生を意図して製作されておりますが、以下の一部の機種では再生に不具合を生じる場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> - 一部の携帯型CDプレーヤー - 一部のカーCDプレーヤー - 一部の音楽用CD-R/RWレコーダー等 CD-ROMドライブを利用したプレーヤー - 一部のDVDプレーヤー/レコーダー - 一部のゲーム機 ・ パソコンでの再生は、自動起動する専用プレーヤーソフトでお楽しみください。(なお、再生できるのは、パソコン用の圧縮ファイルです。)パソコンの環境によっては、Windows/パソコンでも専用プレーヤーソフトが動作しない場合があります。 Macintoshには対応しておりません。
	<p>(キャップ表4の幅)</p> 

備考 消費者が認識しやすい様に、キャップ表4の幅を標準より広くすることを推奨する。

ii)パッケージ内

パッケージ内のブックレット、折り込みカード等には、より詳細な表示を行う必要がある。
次に折り込みカードの例を示す。

折り込みカードの例

このCDは、コピーコントロールCDです。

<使用上のご注意>

- ・ このCDは、パソコンによるCD-RやMP3ファイル等へのコピーはできません。
- ・ このCDは、CDプレーヤーでの再生を意図して製作されておりますが、以下の一部の機種では再生に不具合を生じる場合があります。
 - 一部の携帯型CDプレーヤー - 一部のカーCDプレーヤー
 - 一部の音楽用CD-R/RWレコーダー等CD-ROMドライブを利用したプレーヤー
 - 一部のDVDプレーヤー/レコーダー - 一部のゲーム機
- ・ パソコンでの再生は、自動起動する専用プレーヤーソフトでお楽しみください。専用プレーヤーソフトの動作環境は以下をご覧ください。(なお、再生できるのは、パソコン用の圧縮ファイルです。)

(対応ハード) CPU: Pentium (または互換プロセッサ) 133MHz以上, メモリ: 32MB以上,
CD-ROMドライブ, サウンドカード, スピーカー等

(対応OS) Windows 95/98/Me/NT 4.0(SP4)/2000/XP

パソコンの環境によっては、Windowsパソコンでも専用プレーヤーソフトが動作しない場合があります。
Macintoshには対応していません。

- ・ その他、専用プレーヤーソフトの詳細や使用方法等は、以下のURLをご覧ください。
(URL) <http://www.>

<免責事項>

- ・ パソコン等でコピーを試みた場合や専用プレーヤーの再生に伴う、パソコン等のデータ損失や動作不良等のいかなる損害についても、当社は一切責任を負いません。

<お問合せ先>

レコード会社 (TEL, E-Mail, URL など)

5) **ライセンス関係表示** 当該CDに使用する複製制御技術に関するライセンス契約に基づく表示事項がある場合は、その指示に従うこと。

6. **表示の場所** 表示の場所は、原則として表1～表4のとおりとする。
なお、この運用基準で用いる附属品の呼称は、RIS 203による。

表1 ジュエルケース仕様の場合の表示場所

表示項目	表示の場所										
	ディスク 本体	ブックレット		表カード		折込み カード	裏カード	キャップ		パッケージ	
		表1	その他	表1	その他			表1	背又は表4	表	裏
1)複製制御CDマーク											
2)複製制御CD本体表示											
3)複製制御及び再生制限表示											
4)詳細表示	外部							①			①
	内部		①		①	①					
5)ライセンス関係表示											

備考1. 印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示することが望ましいもの。

2. ①,②等の丸数字は、同一番号内において指定の場所又はそのいずれかの場所に表示することが望ましいもの。なお、番号は便宜上のもので、表示の優先順位を示すものではない。

3. 印は、複製制御技術会社のライセンス契約に従うこと。

表2 マルチケース仕様の場合の表示場所

表示項目	表示の場所										
	ディスク 本体	ブックレット		折込み カード	表カード	裏カード	キャップ		パッケージ		
		表1	その他				表1	背又は表4	表	裏	
1)複製制御CDマーク											
2)複製制御CD本体表示											
3)複製制御及び再生制限表示											
4)詳細表示	外部							①			①
	内部		①		①						
5)ライセンス関係表示											

備考1. 印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示することが望ましいもの。

2. ①,②等の丸数字は、同一番号内において指定の場所又はそのいずれかの場所に表示することが望ましいもの。なお、番号は便宜上のもので、表示の優先順位を示すものではない。

3. 印は、複製制御技術会社のライセンス契約に従うこと。

表3 マキシケース仕様の場合の表示場所

表示項目	表示の場所							
	ディスク 本体	表カード		折込み カード	キャップ		パッケージ	
		表1	その他		表1	背又は表4	表	裏
1)複製制御CDマーク								
2)複製制御CD本体表示								
3)複製制御及び再生制限表示								
4)詳細表示	外部					①		①
	内部		①	①				
5)ライセンス関係表示								

- 備考1. 印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示することが望ましいもの。
2. ①,②等の丸数字は、同一番号内において指定の場所又はそのいずれかの場所に表示することが望ましいもの。なお、番号は便宜上のもので、表示の優先順位を示すものではない。
3. 印は、複製制御技術会社のライセンス契約に従うこと。

表4 8センチCD用トレイジャケット仕様の場合の表示場所

表示項目	表示の場所							
	ディスク 本体	ジャケットカード				折込み カード	パッケージ	
		表1	表4	背部	表2又は3		表	裏
1)複製制御CDマーク								
2)複製制御CD本体表示								
3)複製制御及び再生制限表示								
4)詳細表示	外部							
	内部				①	①		
5)ライセンス関係表示								

- 備考1. 印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示することが望ましいもの。
2. ①,②等の丸数字は、同一番号内において指定の場所又はそのいずれかの場所に表示することが望ましいもの。なお、番号は便宜上のもので、表示の優先順位を示すものではない。
3. 印は、複製制御技術会社のライセンス契約に従うこと。

7. **原案作成委員会** この運用基準の改正原案作成は、CCCD表示改正検討ワーキングチームが担当した。

次にその委員構成を示す。

CCCD表示改正検討ワーキングチーム 委員構成表

氏名	所属
(幹事) 千葉 精一	キングレコード株式会社 テレフォンセンター
(委員) 田口 賢一	コロムビアデジタルメディア株式会社 QCセンター
加藤 智	ビクターエンタテインメント株式会社 デザインセンター デザイン・グループ
杉本 敏之	ユニバーサルミュージック株式会社 管理本部購買部
黒津 秀雄	東芝EMI株式会社 カスタマーズサービスルーム
赤沼 三千夫	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント カスタマーインフォメーションセンター
伊久美 義人	株式会社ソニー・ミュージックマニュファクチャリング 製造本部 品質管理グループ
田中 一郎	株式会社ポニーキャニオン商品編成部
佐藤 寿晃	エイベックス株式会社 編成本部
(事務局) 赤塚 祐一郎	社団法人日本レコード協会 情報・技術部

審議改正：社団法人日本レコード協会 情報・技術委員会（2003.10.17）

原案作成：CCCD表示改正検討ワーキングチーム（2003.10.14）

発行：社団法人日本レコード協会

東京都中央区銀座7-16-3 日鐵木挽ビル（〒104-0061）

電話 （03）3541-4411～4
